

県外移住希望者滞在費等補助金のご案内

移住を希望される県外の方が、大洲市を訪れた際の滞在費の一部を補助します。

1人当たり 最大 3千円／泊（補助率1／2）

1回当たり4泊（同行者1名）までとし、同一世帯2回に限り利用できます。

※市内宿泊施設の宿泊費用が対象となります。

【補助対象となる世帯】（①～④のすべてを満たすこと）

- ①本市への移住の相談や準備を行っている県外に住所を有する方
- ②本市を訪れた際、移住・定住支援センターに相談等を行う
- ③過去にこの補助金の交付を受けたことが1回以下である（2回利用可能）
- ④暴力団員等ではない

※空き家バンク物件の利用等を希望される場合は、事前に利用登録の申込みが必要です。

【手続きの流れ】

①と④を同時に行う場合があります。

① 事業計画認定申請【申請者】 補助対象となる宿泊初日の前日までに、次の書類を提出してください。

- ☐ 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
- ☐ 事業計画書（別紙1～7ア）
- ☐ 承諾書（別紙2～6）
- ☐ 県外に居住していることを示す書類等の写し

② 認定通知書送付【市】 提出書類等を確認し、認定通知を行います。

※認定通知は補助金の交付を決定したものではありません。

◎大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書（様式第2号）を申請者へ通知

③ 市内宿泊施設の利用・支払い

④ 補助金交付申請
（事業実績報告）

【申請者】 次の書類を提出してください。

- ☐ 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第9号）
- ☐ 事業実績書（別紙6～7ア）
- ☐ 誓約書（別紙7）
- ☐ 宿泊費領収書の写し

⑤ 交付決定通知書送付【市】 提出書類等を確認し、交付決定を行います。

○大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書（様式第10号）を申請者へ通知

⑥ 請 求

【申請者】 次の書類を提出してください。

- ☐ 大洲市移住・定住促進補助金請求書（様式第11号）

⑦ 補助金の交付

【市】 請求により、補助金を支払います。

【問い合わせ】 大洲市移住・定住支援センター（大洲市役所 5階）

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1

☎ 0893-57-9989

✉ iju-teiju@city.ozu.lg.jp



大洲市公式キャラクター
「うつつじ」